

次の者に対し、特別区民税・都民税・森林環境税の賦課徴収又は還付に関する書類を発送したが、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所等が不明のため送達できないので、下記のように指定し、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び東京都板橋区特別区税条例(昭和39年板橋区条例第47号)第6条の規定に基づき公示する。

なお、この書類は次に示す場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年6月10日

東京都板橋区長 坂本 健

記

1 送達書類(書類の根拠法令) 下表のとおり

2 送達書類の保管場所 東京都板橋区役所 総務部課税課

項番	送達書類(書類の根拠法令)	課税年度	相当年度	氏名
1	地方税法第1条第1項第6号	令和7年度	令和7年度	小島 宏之
2	地方税法第1条第1項第6号	令和8年度	令和7年度	NGUYEN DINH NHAM
3	地方税法第1条第1項第6号	令和8年度	令和7年度	RAI BABILA
4	地方税法第1条第1項第6号	令和8年度	令和7年度	及部 ゆう
5	地方税法第1条第1項第6号	令和8年度	令和7年度	福井 杏里
6	地方税法第1条第1項第6号	令和8年度	令和7年度	MIN KHANT NAUNG
7	地方税法第1条第1項第6号	令和8年度	令和7年度	MAGALHAES LEITAO VICTOR
8				以下余白
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				

※ 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。